

〈報 告〉

東日本大震災に対する仏教教団の関わり —日蓮宗を例として—*

清 水 海 隆**

1 はじめに

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災は、地震そのものが広範囲にわたったことに加え、津波の襲来と原子力発電所の事故を伴い、被災地のみならずわが国全体に大きな被害もしくは影響を与えたことは周知の通りであるが、人的・物的被害の多くは岩手県から千葉県に至る東日本の太平洋沿岸地域で発生しており、特に東北3県が甚大な被害を蒙っている。

現時点で判明している東日本大震災の被害状況を、内閣府・緊急災害対策本部の「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について」（平成24年7月31日版）掲載の資料によって確認すると下表の通りである。¹

【表1】東日本大震災の被害状況（平成24年7月31日付）

人的被害	死者	115,867名
	行方不明者	2,903名
	負傷者	6,109名
建築物被害	全壊	130,445戸
	半壊	264,110戸
	一部損壊	720,600戸
避難者数（全国）		344,171名

このように大きな被害を発生させて大震災に対し、わが国の宗教界は積極的な対応をしていると言われている。多くの寺社や宗教施設が被害にあい、多くの氏子・檀信徒などの構成員に犠牲者が出ている中で、各宗教・各派が支援活動に関わっている状況は、たとえば新聞報道で

※The Movement of Buddhist Sects in Tohoku Region Pacific Coast Earthquake

※**Kairyu SHIMIZU 立正大学社会福祉学部社会福祉学科

キーワード：東日本大震災，宗教，災害支援

は、「宗教界 支援に全力」の表題の下で次のように記されている。

巨大な地震と津波は、神社や寺、教会など宗教施設にも大きな被害をもたらした。流失・全壊もかなりある模様で、高台にあった場合は避難所や遺体安置所になっているケースも多い。多くの宗教団体は救援活動に乗り出し、物資の搬送や炊き出し、被災者の受け入れ、義援金集めなどに力を入れている。(以下略)ⁱⁱ

本稿では、このように報道されている宗教界の大震災に対する活動のうち、特に仏教教団・寺院・僧侶がどのような関わりをもったかを明らかにするための一として、日蓮宗を事例として取り上げ、その宗派としての動向を中間的に報告することを目的としている。

なお、日蓮宗が発信・発表した文書・データを経時的に取り上げるため、冗長になる点はご寛容いただきたい。

2 仏教界の対応について

日蓮宗の動向を示す前に、仏教界全体の動向を見ておきたい。仏教界全体にわたる被害状況はいまだ整理されていないようであるが、参考として『寺門興隆』誌に取り上げられた表「10大宗派における東日本大震災の被害と取り組み状況」から被災寺院数、僧侶・寺族の死者・行方不明者数を抽出すると次の通りである。ⁱⁱⁱ

〔表2〕「10大宗派における東日本大震災の被害と取り組み状況」より（5月23日現在）

	浄土宗	天台宗	高野山 真言宗	真言宗 智山派	真言宗 豊山派	浄土真宗 本願寺派	真 宗 大谷派	臨 濟 宗 妙心寺派	曹洞宗	日蓮宗
全寺院数	7,051	3,342	3,681	2,907	2,643	10,414	352	177	14,555	5,177
被災寺院数	1,000超	734	145	250	?	291	352	177	-	780
全 壊	5	3	-	6	?	2	3	1	37	5
死 者 等	2	3	-	2	?	-	1	1	13	-

実に、判明しているだけで3,766ヶ寺、最終的にはさらに多くの仏教寺院が被災し、僧侶・寺族のみでも22名以上の方々死亡もしくは行方不明となっているのである。また、同誌続報によれば、原子力発電所事故によって避難している寺院は60ヶ寺に上っている。^{iv}そして、このように甚大な被害を受けた地域社会および寺院等に対する個別の仏教教団の大震災対応は先に触れたようにさまざまに実施されているが、個々の教団においていまだ資料がまとまっていない現状にある。ここでは連合団体の動向を見ることによって、その概要にかえたい。

さて、わが国の仏教関係諸団体の連合体としては全日本仏教会が知られている。同会は日本の主要宗派・都道府県仏教会・その他の仏教団体等の合計104団体が加盟しており、伝統仏教諸団体の連合組織となっている。

同会が平成23年度末に発行した報告書^vには、大震災発生から平成23年度中の同会の活動報

告が記されているが、大震災発生日の事務局によるいわゆる帰宅困難者への物資・情報提供にはじまり、3月13日の会長メッセージ「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部で発生した地震の被災者の皆様へ」^{vi}の発信、同16日の同会「救援基金」からの義援金の日本赤十字社への寄託（1,000万円）等々、大震災発直後から積極的な支援活動に取り組んでいる。また、同報告書にはこれらの諸支援活動の支援方針が記載されている。抄録すると以下の通りである。

(1) 平成23年5月9日第1回東日本大震災支援検討会議における支援方針確認事項

- ①本会は、加盟団体を主に現地で実際に活動している団体の支援を行う。
- ②被災した地域への支援活動については、仏教NGOネットワーク経由で行う。また、当面の緊急活動資金として500万円を仏教NGOネットワークに寄託する。
- ③現在の緊急支援は6月までとし、できる限り広く行き渡るように情報収集につとめる。また中長期の支援については、収集した情報をもとに今後検討していく。
- ④今後中長期の支援活動により多くの資金の必要が見込まれるため、募金活動を継続していく。

(2) 平成23年8月8日第2回東日本大震災支援検討会議における支援方針確認事項

- ①避難所寺院について、今後も新たに判明した時点で支援を行う。
- ②支援活動団体について、現在保留中の団体には従来通りの支援を行い、その他の団体には、第2次支援活動方針に照らし合わせて支援を検討していく。
- ③救援基金の枠組みについて、緊急時に備えて震災前の水準である2,500万円を維持し、残る約3,500万円の枠で第2次支援を行う。
- ④第2次支援活動について、被災地域仏教会の所在確認と連絡手段の確立、さらに、公益事業に即した内容の活動について支援金を拠出していく。
- ⑤後援等について、従来の名義後援に順じ、補助金等は支出しない。
- ⑥仏教NGOネットワークおよび全日仏青に対し、今後の状況をふまえて支援の継続を検討する。
- ⑦義援金について、10月1日以後は救援基金の募集を呼びかけ、その中で東日本大震災の指定寄附として取扱う。
- ⑧福島県の原因地域の問題について、今後も関係者、関係団体等から情報を収集し検討していく。

(3) 平成23年11月2日第3回東日本大震災支援検討会議における支援方針確認事項

- ①太平洋沿岸部の被災44市町村自治体の被災寺院に対し、「被害状況の報告」や「今後の復興活性化について」等の先方に負担のかからない程度で情報をいただき、お見舞金の意味を込めて10万円を支援する。

- ②東京電力福島第一原子力発電所事故に関し、対策の会の開催や離散檀信徒との連絡に当たっている福島県仏教会に対し、100万円を速やかに支援する。
 - ③現在も継続して支援活動を行っている仏教系の団体へ支援を行う。また、被災地在住の方が行う復興活動等に対しても支援を行う。
 - ④福島県仏教会より本会に依頼されている、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難に伴い離散した住職と檀信徒をつなぐ支援活動を、救援基金に予算化して行う。
- *12月12日～16日、各日午前10時から午後5時まで電話を受付

(4) 平成24年2月15日第4回東日本大震災支援検討会議における支援方針確認事項

- ①避難所となった寺院への第1次支援は、今後も継続する。期限設定はしない。
- ②1月末日で締め切った第2次支援について、3月末日まで期間を延長して行う。
- ③救援基金の基本金は3,000万円とする。
- ④第3次支援の予算は、経費を含め4,000万円とする。
- ⑤第3次支援は長期的視点に立ち、現在も被災地で支援活動を行っている加盟団体傘下の支援活動団体に10万円の支援を行い、支援先からはデータで写真等の報告をいただく。なお募集期間は4月から6月末日までで、募集件数は300件。
- ⑥今まで行ってきた支援活動についての中間報告書を作成し、およそ1,200ヶ所に送付する。

以上の方針に基づき、同会は3次にわたる支援活動を行っているが、平成24年2月29日現在での内容の大枠は中間報告書によれば、下表の通りである。

〔表3〕全日本仏教会経由の募金ならびに支援の状況

救援金(募金)	総件数・総額	345件	136,234,834円
支援金	総件数・総額	583件	75,350,000円
第一次支援	総件数・総額	295件	45,650,000円
	公的機関	6件	16,600,000円
	直接支援団体	196件	19,750,000円
	直接支援寺院	93件	9,300,000円
第二次支援	総件数・総額	288件	29,700,000円
	福島県仏教会	1件	1,000,000円
	被災寺院直接支援	287件	28,700,000円
第三次支援	(継続中につき未集計)		
腕輪念珠支援	総件数	220件	100,000連
	支援団体配布	96件	81,700連
	避難所寺院配布	124件	18,300連

3 宗派の対応について—日蓮宗の場合—

平成23年3月11日は日蓮宗宗会の最終日であった。このため日蓮宗宗務院は「直ちに災害情報の収集と被害状況の把握に努め」^{vii}ているが、日蓮宗としての公的な最初の動きは、当日午後の宗会閉会式において、宗務総長が挨拶の中で以下のように触れたことであり、被害の重大さはその後の報道によってはじめて認識されている。

この地震が起きまして、対応策については・・・早急に情報の収集を致しまして、どういうふうに対応していくかということも考えて、すぐに行動をしていきたいと思っております。この点につきましても、是非情報があれば早速にお寄せ頂きたいと思っています。^{viii}

さて、この後の本宗の初期の動向について知ることのできる資料は、以下の通りである。

- ①平成23年5月23日～24日開催された全国宗務所長会議議事録^{ix}
- ②「日蓮宗ポータルサイト」所掲記事
- ③『日蓮宗宗報』所掲記事
- ④『日蓮宗新聞』所掲記事
- ⑤「東日本大震災3月～8月 日蓮宗はどう動いたか」^x

以下では、これら①～⑤所掲記事を主たる拠り所として、日蓮宗における東日本大震災発生初期の動向を示すものである。なお、上記5点からの出典記載は省略している。

《3月11日》

○「災害時安否確認システム」により全国74管区の災害対策支部の安否確認を実施する。大震災に際しての第一報は、地震発生5分後の3月11日14時51分発信の災害対策支部役員および寺院被害の確認要請であった。^{xi}

《3月12日》

○大震災を大規模災害に指定し、「宗制第39号・大規模災害救援規程」^{xii}を適用する。

* 『大規模災害救援対策規程』全17条

第一条 大規模災害の発生による、寺院、教会、結社、教師、寺族及び檀信徒等の被災に対応し、災害救援対策を推進するため、災害対策本部及び管区災害対策支部を設置する。

第二条 災害救援対策本部は、宗務院に置く。

第三条 災害対策本部は、次の事項を遂行する。

- 一 災害救援計画の策定及び推進

- 二 災害に関する情報の収集
- 三 応急援助の実施
- 四 災害義援金の勧募
- 五 寺院、教会及び結社の復旧の援助
- 六 その他必要な対策 (以下略)

《3月13日》

- 全管区宗務所に、被災情報の提供を依頼する。
- 全国日蓮宗青年会は、寺院の災害状況等を「災害情報掲示板」(ポータルサイト)に掲載し、情報掲載を呼びかける。

《3月14日》

- 日蓮宗あんのん基金が、被災地域救援のため、東日本大震災緊急救援募金を開始し、災害対策支部長(=管区の宗務所長)あて「義援金勧募のお願い」を通知する。^{xiii}

《3月16日》

- 宗務総長声明「お見舞い文」を発表する。

* 『東北地方太平洋沖地震被害のお見舞い』

このたびの東北地方太平洋沖地震被害に際して被害を受けられた皆さまに、お見舞いを申し上げます。宗門は未曾有の災害に対し、教師、寺族、檀信徒の皆さまの総力を結集し、物心両面にわたって復興支援に取り組みます。被災者の皆さまには、一日も早く穏やかなる心と生活が訪れますことをお祈り申し上げます。合掌

平成二十三年三月十六日 日蓮宗宗務総長 日蓮宗災害対策本部長 渡邊照敏

- 全管区宗務所に義援金箱や垂れ幕を送付し、また宗務所を經由して、被災地の救援活動のために現地入りするに際しては、現地の混乱を防ぐために、政府や地元自治体の対応を遵守することを、各団体に発信する。

《3月17日》

- 被災地救援のための第一次義援金1,000万円を、日本赤十字社を通じて支援する。
- 総本山身延山久遠寺・大本山池上本門寺をはじめ各寺で初七日忌法要が営まれる。
- 「本宗寺院災害報告について」(3月17日現在)を発表する。「3/11東北関東大震災被害確認状況」と題する本報告では、各寺院の被害状況を諸堂・庫裏状況と墓地状況に分けて調査

したものであり、本堂内散乱や墓石数基ずれ等の軽微なものから、津波による諸堂流失や本堂・庫裏等全壊などの甚大な被害までが網羅されている。管区ごとの被害寺院・教会・結社数をあげると以下の通りである。

東京東部13, 東京西部91, 神奈川一部32, 千葉東部1 (庫裏倒壊), 千葉西部2, 千葉北部91, 埼玉県58, 群馬県5, 茨城県4, 栃木県23 (うち全壊1), 山梨四部13, 静岡中部1, 福島県2 (ともに半壊), 宮城県6 (うち半壊1・流失2), 岩手県16 (焼失1・流失1)

《3月18日》

○宗務総長声明「お悔み文」を発表する。

* 『被災された皆さまへ』

東日本大震災によって被災されましたすべての方々に、心からお見舞い申し上げます。

また、尊いいのちをなくされました方々のご冥福をお祈りするとともに、深い悲しみにあるご家族や関係者の皆さまに衷心よりお悔やみ申し上げます。

宗門は未曾有の災害に対し、教師、寺族、檀信徒の皆さまの総力を結集し、物心両面にわたって復興支援に取り組みます。被災者の皆さまには、一日も早く穏やかなる心と生活が訪れますことをお祈り申し上げます。合掌

平成二十三年三月十八日 日蓮宗宗務総長 日蓮宗災害対策本部長 渡邊照敏

《3月19日》

○全管区宗務所に、東北3県の日蓮宗僧侶の安否を報告する。

《3月20日》

○全管区宗務所に、安否情報と避難所・寺院被害状況を報告する。

《3月22日》

○「本宗寺院災害報告について【第2報】」(3/22現在)を発表する。「半壊・全壊報告寺院」と題する本報告では、3月17日付報告より半壊・全壊寺院等を抽出し、以下のように再報されている。なお、同報告中において、東北三県(福島・宮城・岩手)の僧侶・寺族の全員無事の確認が報告されている。

「半壊」福島県 妙勝寺(本堂庫裏半壊)・同 妙栄寺(本堂庫裏半壊), 宮城県 妙勝寺(半壊以上の損傷)

「全壊」栃木県 妙顕寺(本堂庫裏等全壊), 宮城県 観音教会(流失)・同 立正結社(流失), 岩手県 蓮乗寺(本堂庫裏焼失)・同 妙恩寺(津波により堂宇流失)

- 日蓮宗全国社会教化事業協会連合会は、会長代理による現地視察を宮城県仙台市周辺において行う。
- 東北三県各宗務所に、災害対策費よりお見舞金各100万円・被災地救援活動資金各500万円を支給する。

《3月23日》

- 被災された方々への日蓮宗管長メッセージを全寺院等へ送付する。

*管長メッセージ

今般の東日本大震災は未曾有とも言うべき大災害となり、極めて広範な地域で言語に絶する惨状を呈しております。

本宗寺院・教会・結社及び檀信徒に於かれましても、数多の尊い生命が失われ多くの堂宇・家屋が罹災し、幾多の教師・檀信徒が被災されましたこと、誠に哀惜の念に堪えません。

謹んでお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災されました皆様に対しまして衷心よりお見舞いを申し上げます。

復興の前途は難多きことと推察されますが、仏祖三宝の御加護を頂き、宗門縑素は異体同心を以て被災者の方々と手を携え、立正安国の御精神を体して安穩な社会を再生し、仏国土顕現を目指します。

日蓮宗管長 内野日総

全国寺院・教会・結社 全国檀信徒 御中

《3月25日》

- 千葉県東部・群馬県・茨城県・栃木県各宗務所に、被害管区見舞金合計200万円を災害対策費より支給する。
- 「祈りの言葉」(総ルビ)を発表し、朝夕の勤行時に唱えることを檀信徒に提唱する。

*「祈りの言葉」

恭しく仏、法、僧の三宝の御前に合掌し、祈りを捧げます。

謹んでお題目の功德をもって、東日本大震災により尊いのちをなくされた方々のご冥福を、心からお祈りいたします。 南無妙法蓮華經

さらに願わくは、本仏釈尊の慈悲の光があまねく世を照らし、困難な日々を強いられている被災者の方々には、一日も早く心身ともに安らかな時を迎え、被災地の復興が速やかに達成されまよう、お祈りいたします。 南無妙法蓮華經

私たち日蓮宗徒はいのちを尊び、立正安国の教えのもと、異体同心をもって「安穩な社会づくり」に邁進することをお誓いいたします。

我、深く汝等を敬う。敢えて軽慢せず。 南無妙法蓮華經

《3月28日》

○日蓮宗宗務院は、JR蒲田駅周辺で災害救援基金の街頭募金を実施し、募金総額550,810円を日本赤十字に寄託する（4月11日にも実施される）。

○日蓮宗災害対策本部職員を現地調査のため派遣する（～4月1日）。

《3月30日》

○宗勢調査会を開催し、被害状況を報告し、宗費減免等の検討を行う。

《3月31日》

○寺院・教会・結社および檀信徒の詳細な被害状況把握のため、調査書を全管区へ発送。

○総本山身延山久遠寺は、身延山東日本大震災支援本部を設置し、日本赤十字社に義援金1,000万円を寄託し、あわせて宗務院に1,300万円を寄託する。また、関連する社会福祉法人身延山功德会諸施設等における被災者受け入れ体制を整える。

《4月1日》

○「【第3報】本宗寺院・教会・結社被災状況報告」（4月1日現在）を発表する。^{xiv}「東北関東大震災被害確認状況」と題する本報告では、3月17日付の第一報とは若干の数の相違が見られるが、本報告の時点で日蓮宗の寺院・教会・結社の被害状況把握は完了した模様である。ここでは、教区・管区ごとに申告のあった寺院等の数と、『平成21年度版日蓮宗名簿』^{xv}所掲の寺院等の数の比較から、本宗寺院の被害の割合を示すこととする。なお、概要の把握の便から、以下では都道府県別に再集計することとし、本宗の寺院等数および被災寺院等の割合を示すこととする。

〔表4〕日蓮宗寺院・教会・結社の被災状況（都道府県別）

教区	都道府県	寺院等数	被災寺院等数	被災率
京浜教区	東京都（四部）	447ヶ寺	221ヶ寺	49.4%
	神奈川県（三部）	310ヶ寺	40ヶ寺	12.9%
千葉教区	千葉県（四部）	572ヶ寺	131ヶ寺	22.9%
北関東教区	埼玉県	101ヶ寺	55ヶ寺	54.5%
	群馬県	32ヶ寺	5ヶ寺	15.6%
	茨城県	73ヶ寺	17ヶ寺	23.3%
	栃木県	52ヶ寺	24ヶ寺	46.2%
山静教区	山梨県（四部）	417ヶ寺	12ヶ寺	2.9%
	静岡県（三部）	344ヶ寺	66ヶ寺	19.2%
中部教区	合計 ^{xvi}	338ヶ寺	0ヶ寺	-

東日本大震災に対する仏教教団の関わり

教区	都道府県	寺院等数	被災寺院等数	被災率
北陸教区	合計	329ヶ寺	0ヶ寺	-
近畿教区	合計	680ヶ寺	0ヶ寺	-
中四国教区	合計	461ヶ寺	0ヶ寺	-
九州教区	合計	489ヶ寺	0ヶ寺	-
東北教区	福島県 ^{xvii}	40ヶ寺	37ヶ寺	92.5%
	宮城県	58ヶ寺	3ヶ寺	5.2%
	山形県	51ヶ寺	0ヶ寺	-
	岩手県	30ヶ寺	14ヶ寺	46.7%
	秋田県	50ヶ寺	0ヶ寺	-
	青森県	64ヶ寺	0ヶ寺	-
北海道教区	北海道（四部）	243ヶ寺	0ヶ寺	-
総合計		5,181ヶ寺	985ヶ寺	19.0%

《4月4日》

○教区長会議を開催し、被害状況を報告するとともに、義援金勧募の協力を要請する。

《4月5日》

○日蓮宗災害対策本部副本部長（宗務院総務局長）らは、岩手県・宮城県の現地視察を実施する（～7日）。同12日に福島県、14日には栃木県の現地視察を行う。

《4月11日》

○全管区宗務所に「義援金の取扱に関する件」を送付する。

《4月15日》

○「東日本大震災回向文（例）」を『宗報』に同封して、全寺院・教会・結社に送付する。

《4月21日》

○災害対策本部副本部長（宗務総長）らは、宮城県の現地視察を行い、東北三県の災害対策支部長と被害状況を確認し、今後の対応を協議し、義援金支援と心のケアに重点を置くことを合意する。

《4月26日》

○東日本大震災対策会議を設置する。

《4月28日》

○大震災四十九日忌にあたり、海外寺院を含めた全国の寺院・教会・結社に呼びかけ、各地より被災地への祈りを捧げる。

《5月9日》

○東日本大震災対策会議を開催し、義援金の配分を協議する。配分基準（上限）は、本堂・庫裏の全壊1,000万円・同半壊700万円、本堂の全壊700万円・同半壊500万円、庫裏の全壊500万円・同半壊400万円とされている。

《5月12日》

○災害対策本部が、寺院・教会・結社への第一次義援金（合計8,100万円）を送金する（5月17日付）。義援金は全壊・半壊・一部損壊・軽微損壊、避難所に区分され、その実績は「東日本大震災義援金に関する中間報告」（平成23年12月1日付）において、以下のように報告されている（平成23年10月31日現在）。都道府県別に、全壊・半壊件数を付して引用する。

なお、檀信徒向けの義援金送金は、同中間報告によると、「被災地の檀信徒に対する死亡弔慰金および見舞金に関しましては、全国宗務所よりご報告頂きました調査書を基に、順次送金を実施」とされている。

〔表5〕日蓮宗寺院・教会・結社への義援金給付一覧（都道府県別）

(A) 被害寺院・教会・結社 義援金送金一覧

教区	都道府県	送金件数	全壊内数	半壊内数	義援金額
京浜教区	東京都（四部）	117件	1ヶ寺	1ヶ寺	3,360万円
	神奈川県（三部）	7件			70万円
千葉教区	千葉県（四部）	5件			90万円
北関東教区	埼玉県	11件			110万円
	群馬県	7件			80万円
	茨城県	39件	2ヶ寺	2ヶ寺	5,400万円
	栃木県	7件	2ヶ寺		4,050万円
山静教区	山梨県（四部）	10件			100万円
	静岡県（三部）	39件			710万円
東北教区	福島県	34件	2ヶ寺		4,470万円
	宮城県	48件	4ヶ寺	3ヶ寺	8,960万円
	山形県	0件			-
	岩手県	18件	1ヶ寺		2,280万円
	秋田県	3件			30万円
	青森県	0件			-
合計		345件	12ヶ寺	6ヶ寺	30,010万円

(B) 被災地避難所寺院への送金

東北教区	福島県	2件			600万円
	宮城県	1件			300万円
	山形県	0件			-
	岩手県	5件			1,500万円
	秋田県	0件			30万円
	青森県	0件			-
合計		8件			2,400万円

(C) 総計 353件・32,410万円

《5月24日》

○平成23年度全国宗務所長会議が、大震災後はじめての本宗の全体的会議として開催される（～25日）。本会議開会式において日蓮宗管長は、大震災における宗教者の役割について述べている。^{xviii}

*管長挨拶より

今回の大震災により、まず一番は、被災者や被災地の苦悩を取り除き、安寧な生活を取り戻すこと。また、不幸にも犠牲となりました皆さま方の安らかなることをお祈りし、被災者の方々の苦悩を私たちがさまざまな形で少しでも、分かち合い、被災した皆さまが決して希望を捨てることなく、日々を生き抜いてくれるように、一人ひとりが寄り添って復興の道のりを見守り続けていくことが、私たち宗教者に求められていることと思います。

《6月4日》

○日蓮宗法主（＝管長）が、岩手県・宮城県の現地訪問を実施する（～6日）。

《6月18日》

○宗務院は、東日本大震災殉難者諸霊位100ヶ日追善法要を、宮城県仙台市・孝勝寺において行う。あわせて宗務総長が、被災各地の本宗寺院を訪問する。

《6月20日》

○第2回東日本大震災対策会議を開催する。

《7月1日》

○井戸水の放射能測定を、立正大学地球環境科学部（福岡孝昭教授）の協力の下で実施する（～平成25年6月）。

《7月5日》

○宗務院役職者が分担して被災寺院調査を実施する。5日福島県、6日宮城県・東京北部、7日群馬県。

《7月7日》

○法主は、福島県の被災地域を訪問する。

《7月26日》

○第3回東日本大震災対策会議を開催する。

《7月27日》

○宗務院は、東日本大震災被災地檀信徒支援として、日蓮宗新聞社の協力によるご本尊仏壇と全国檀信徒協議会寄付のお数珠(3,000連)の贈呈式を執行する。

《8月11日》

○岩手県宗務所に、追加運営資金(200万円)を送金する。

《9月15日》

○日蓮宗の社会福祉法人立正福祉会は、「被災地における子どもの心のケアについて」をテーマに研修講座を宗務院において開催する。

《10月5日》

○災害対策支部連絡会議を宗務院にて開催する。主要議題は、「災害時安否確認システム」と「災害対策組織について」であった。

《11月18日》

○日蓮宗ビハーラネットワーク(NVN)が、「グリーンケア研修会」を、宮城県仙台市にて開催する。本研修会の開催趣旨としては、NVNの大震災復興支援活動の一環として被災地域住民の喪失体験への心のケアの重要性を考慮したものである。

《11月25日》

○日蓮宗全国社会教化事業協会連合会は、『宗報』にて被災地の支援要望を掲載する「日蓮宗社教連合会被災地掲示板」を開設し、ポータルサイトで要望の受付を開始する。^{six}

《12月5日》

○全日本仏教会による「原子力発電所事故に伴う、福島県避難所寺院と地域住民との取次について」に協力する。

《平成24年1月31日》

○災害対策本部が、被災檀信徒への死亡弔慰金・見舞金総計21,251万円を送金する。具体的送金内容は、「東日本大震災義援金に関する経過報告」(平成24年2月15日付)において、以下のように報告されている(平成23年11月25日現在)。都道府県別に、全壊・半壊件数を付して引用する。

東日本大震災に対する仏教教団の関わり

〔表6〕日蓮宗被災檀信徒への弔慰金等の給付一覧（都道府県別）

(A) 檀信徒死亡者および行方不明者への給付一覧

	都道府県	死亡者	行方不明者	合計件数	給付金額
北関東教区	茨城県	1名		1件	10万円
東北教区	福島県	34名	2名	36件	360万円
	宮城県	168名	7名	175件	1,750万円
	岩手県	323名	12名	335件	3,350万円
合計		526名	21名	547件	5,470万円

(B) 檀信徒住宅被害への給付一覧

教区	都道府県	全壊件数	半壊件数	合計件数	給付金額
京浜教区	東京都（四部）	1件	1件	5件	17万円
千葉教区	千葉県（四部）	3件	29件	115件	256万円
北関東教区	茨城県	5件	36件	168件	352万円
山静教区	静岡県（三部）			1件	1万円
北陸教区	富山県		1件	1件	5万円
	石川県（二部）			1件	1万円
	福井県（三部）		1件	2件	6万円
近畿教区	兵庫県（三部）			1件	1万円
東北教区	福島県	79件	155件	431件	1,684万円
	宮城県	452件	347件	909件	5,916万円
	山形県	3件		3件	27万円
	岩手県	796件	46件	909件	7,506万円
北海道教区	北海道（四部）		1件	5件	9万円
合計		1,339件	617件	2,551件	15,781万円

(C) 総計 3,098件・21,251万円

《2月7日》

○日蓮宗現代宗教研究所は、公開講座のテーマに「震災と祈り—立正安国とは何か」を取り上げ、宗務院において開催する。

《2月21日》

○総本山身延山久遠寺は、「東日本大震災犠牲者一周忌慰霊法要」を行う。

《2月28日》

○日蓮宗は、「東日本大震災犠牲者諸霊位一周忌追善法要」を、管長を導師とし、脇導師・式衆に東北三県の僧侶を配して、東京・池上本門寺にて行う。

《3月1日》

○災害対策本部では、「東日本大震災における今後の義援金の取扱について」を出し、4月1

日以降の義援金について、災害救援目的から、一層広範な復興支援とすることを通達する。
 * 同通達によれば、本宗以外への支援目的の義援金は、2月29日現在12,089,824円となり、日本赤十字社へ寄託している。

《3月5日》

○日蓮宗新聞社の調査によれば、この日現在の大震災における日蓮宗関係の被害状況は、以下の通りである。

[表7] 東北沿岸部の日蓮宗関係被害状況 (3月5日現在)

都道府県	全壊寺院	半壊寺院	檀信徒犠牲者	檀信徒家屋 全壊	檀信徒家屋 半壊
福島県	2ヶ寺	-	37名	109軒	188軒
宮城県	4ヶ寺	3ヶ寺	221名	532軒	361軒
岩手県	2ヶ寺	-	336名	796軒	46軒
日蓮宗全体	13ヶ寺	6ヶ寺	595名	1,452軒	716軒

《3月9日》

○日蓮宗第百四宗会は、「東日本大震災復興支援に関する声明文」を発表する。

* 『東日本大震災復興支援に関する声明文』

東日本大震災発生から一年を迎えるに当たり、被災物故者諸霊位の冥福を祈り、次のように表明します。

- 一、かけがえのない大切な家族や家を失い、苦難の只中にいる方々に寄り添い、今後も心のケアをはじめ、物心両面の支援を継続します。
- 二、被災地の復興が、全国的な支援と協力の下に、安全かつ速やかに推進されることを願い、すべての人々にとって、安穩な社会が訪れるよう、立正安国の実現に向けて尽力します。
- 三、福島第一原子力発電所事故の早期の収束を祈り、将来に向けて、原子力発電にたよらない持続可能なエネルギーによる社会の実現をめざします。 合掌

平成二十四年三月九日 日蓮宗第百四定期宗会 宗会議員一同

《3月23日》

○宗務院によれば、「東日本大震災義援金」3月23日現在、累計606,062,656円となり、同日以降も継続中であり、本宗被災寺院および檀信徒に支給される。

4 仏教教団の対応の特徴について一日蓮宗を例として一

上来、今回の大震災発生直後からの仏教教団としての対応を、日蓮宗を例として公表されているものについて経時的に調査してきた。そこからは、日蓮宗という教団がこの大震災にどのように対応してきたかを読み取ることができよう。このような動きは、教団規模にかかわらず、おおむね仏教教団に共通の動向とすることができよう。

これらから教団の大規模災害支援について整理しておきたい。一般的に言えば、(大規模)災害時の支援活動は、おおよそ次のように考えられる。

- ①募金・義援金活動
- ②生活必需品の支援活動
- ③復旧支援のボランティア活動
- ④被災者受け入れの活動
- ⑤こころのケア活動
- ⑥長期的な復興支援活動
- ⑦その他

これを本稿に即して言えば、①募金・義援金活動は各種災害発生時には社会全体で最も活発に行われる活動であり、大震災における全日本仏教会の救済金(募金)および支援金や日蓮宗の義援金勧募とその支給などがそれである。特に教団の実施する募金活動では、一般目的の募金活動とあわせて、当該宗派の寺院や檀信徒被災者向けに特定支援目的の勧募もなされることが特徴的である。

②生活必需品の支援活動は、災害発生の初期段階の公的支援が行き渡らない中で求められる活動であり、大震災に際しても多くの個人・ボランティア団体・NPOなどが実施したことが知られている。仏教系のこれら活動については、本稿冒頭で述べたように、今回は検討を加えていないが、たとえば日蓮宗系でも各管区青年会やボランティア団体・NPO、宗門系教育機関などが積極的に取り組んでいたことが知られている一方、教団としての取り組みは若干の事例が知られるのみである。

③復旧支援のボランティア活動は、平成7年の阪神淡路大震災以降わが国では活発になった活動であり、全国社会福祉協議会の集計によれば、大震災発生より同年9月末までに東北3県での活動に参加したボランティア数は延べ112万人余に上っている。^{xx} これについては、本稿では触れていないが、日蓮宗系の状況は②同様であることが知られているが、教団としての取り組みは知られていない。

④被災者受け入れ活動は、大震災では原子力発電所の事故の発生にともなう強制的避難もあり、多くの避難者が単独もしくは地域単位で発生している。これに対して、教団による統一的な受け入れ方針は示されていない。一方、被災地域の寺院等の避難所としての活用は、被害の

少なかったもしくは被害のなかった寺院においては積極的になされたようであり、日蓮宗を例にとれば8ヶ寺が避難所として利用されている。

⑤こころのケア活動は、災害発生直後から継続的に必要とされる長期的な活動であるが、一般的には多くの教員経験者や臨床心理士などの専門職によって行われている。それに対し、仏教教団としては、多くの死者・行方不明者に対する供養という形でこの問題に取り組んでいる。そして、全国一斉に呼びかけて行われる死者への供養、および四十九日忌・百箇日忌・一周忌などの忌日法要・回向などが日蓮宗を含め各教団で行われたのである。一方、寺院・僧侶単位では、地域社会の日常的繋がりを活かしたこころのケアが行われたことが知られている。

⑥長期的な復興支援活動は、地域社会の将来を支えるという視点で重要な課題であるが、各教団とも検討中の課題であろう。

さて、個別の寺院や僧侶、各管区宗務所・青年会、日蓮宗系のボランティア団体・NPOなどの活動については稿を改めることとして触れてこなかったが、最後に今後の仏教教団の課題について、「仏教(教団)は(大規模)災害時に何をすべきか」という視点から中間的な私見を述べたい。

まず、ひとの内面への関わりとして、死者への供養・回向を含めた生者のこころのケアが、仏教教団・寺院・僧侶が最も重要視すべき課題であろう。今回の大震災のように天災によって一時に多数の犠牲者が発生している場合には、死者供養・回向は生者にとって重要な意味を有すると考えられる。それは同時に、生者が将来に向かって生きる力を与えるからである。このためには、仏教者が日頃からこのような事態にどう対応するかを真剣に考えておく必要がある。

次に、ひとの生活環境(もしくは外面)への関わりとして、ボランティア活動の実践が重要である。これは募金活動や生活物資の提供などの後方支援活動はもちろんであるが、直接現地入りして活動するボランティアの日常的な養成と、その活動を有効にするための各地域におけるボランティアコーディネータの養成は、今後の教団や各地域において重要な課題となるであろう。

最後に、仏教者を活動に向かわせる主体的動機としての思想の一層の理解が必要であろう。これには各教団・各宗の教学が関係するが、一般的に言えば「慈悲」や「他者を思いやるこころ」を現実問題としてどのように理解するかにある。

仏教(教団)や宗教法人の公益性が言われはじめているが、災害にどう取り組むかは、一市民としても重要な課題であると同時に、組織としての教団にとって看過できない課題なのではないだろうか。

(了)

- i 内閣府ホームページ「防災情報のページ」(http://www.bousai.go.jp/higashinohon_info.html) 所掲。本資料は引用以降も随時更新されており、数値に若干の変動がある。
- ii 『読売新聞』平成23年3月31日号夕刊、編集委員署名特集
- iii 『寺門興隆』平成23年6月号 p. 27
- iv 『寺門興隆』平成23年7月号 p. 13
- v 財団法人全日本仏教会発行『東日本大震災支援中間報告書』平成23年3月
- vi 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部で発生した地震の被災者の皆様へ」
「このたびの大地震とそれに続く津波により被災を受けられたすべての皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、深い悲しみにあるご家族や関係者の皆様に衷心よりお悔やみ申し上げます。被災地では、未だ安否不明の方が多数おられます。その方々のご無事であることと、一刻も早く再会できることを心より願っております。また、負傷された方々など困難な状況にある被災者の皆様に思いを寄せてまいります。被災地での救助、支援に当たられる関係者の皆様に対して、心から応援申し上げ、加盟団体と協力し、全力を挙げて復興に向けた支援を行ってまいります。
平成23年3月13日 全日本仏教会 会長 河野 太通
- vii 「平成二十三年度全国宗務所長会議 議事録」『日蓮宗宗報』第286号 p. 48, 平成24年1月15日発行
- viii 「第百二回定期宗会 議事録」『宗報』第285号p.122, 平成23年12月15日発行
- ix 「平成二十三年度全国宗務所長会議 議事録」『日蓮宗宗報』第286号 pp. 42-91, 平成24年1月15日発行
- x 『仏教タイムス』平成23年9月1日号掲載
- xi 同システムは、平成21年秋以降稼働中の安否確認用緊急通報システム。『寺門興隆』2011年11月号pp.94-97。注7参照。
- xii 本規程は、阪神淡路大震災の発生を受けて、平成7年3月の定期宗会にて制定。
- xiii 「あんのん基金」は日蓮宗が社会活動支援のために創設した基金であり、同基金のサイトには、「あんのん基金」は、様々な社会活動・地域貢献・国際協力を行う団体や活動を支援する大切な基金」と記されている。また、本大震災関係の支援先の紹介として、①茨城県高萩市へのブルーシート1,000枚の現物支援（平成23年4月）、②山梨県・永照寺ボランティアグループ「マイトレイヤ」への30万円の支援（平成23年7月）、③宮城県・石巻復興支援会への50万円の支援（平成23年12月）があげられている。
「義援金勧募についてのお願い」は、『宗報』第277号（平成23年4月15日発行）以降、継続的に掲載される。
- xiv 『宗報』第277号（pp.37-51）には、「東日本大震災本宗寺院・教会・結社被災状況報告」（平成23年3月30日付）が掲載されているが、微細な数の相違が見られ、一部情報の錯綜が推測される。
- xv 日蓮宗発行『平成21年度版日蓮宗名簿』（平成22年2月16日発行）p. 401
- xvi 中部・北陸・近畿・中四国・九州・北海道の各教区は、被災申請件数0のため、都道府県内訳を省略して示している。また、長野県の被害状況は記されていない。
- xvii 平成23年度全国宗務所長会議の報告によれば、福島第一原子力発電所半径10km圏内には2ヶ寺が位置している。後の半径20km圏内の場合も同様で、双葉町・妙勝寺、富岡町・妙栄寺が該当する。
- xviii 同会議において、宗務総長は進行中の宗門運動「立正安国・お題目結縁運動」の第二期育成活

動（平成23年度～）の活動内容に、緊急活動項目として「災害復興支援活動」を追加することを表明する。

- xix 当初寄せられた無償提供要望としては、保育園園バス、小型除雪機（30台）、一周忌法要用紙製灯籠（1,000個）、カラオケセット（3セット）などがあげられ、後にいずれも完了している。
- xx 「ボランティア活動者（概数）の推移」（『全社協被災地支援・災害ボランティア情報』（Web）所掲）。この数字は当該地域の災害ボランティアセンターが把握している数字の合算である。